

第六管区海上保安本部のご紹介

第六管区海上保安本部は、昭和23年5月1日、海上保安庁の創設と同時に「広島海上保安本部」として広島県広島市の宇品に設置、その後、昭和25年6月1日に「第六管区海上保安本部」に改称され現在に至ります。

海上保安庁は、全国を11の管区に分けて海上保安業務を行っており、第六管区海上保安本部は、岡山県、広島県、山口県東部、香川県、愛媛県を管轄し、瀬戸内海の大部分と宇和海を担任水域としています。

第六管区海上保安本部の担任水域は全管区の中で最も狭く、海岸線が複雑に入り組み、大小の島々が点在するうえ、潮流の速い海峡などが多数存在するため、航海の難所となっています。

また、瀬戸内海・宇和海は古来より船舶交通の要衝であるほか、漁業資源が豊富でマリンレジャーが盛んな海域でもあるため、タンカーや貨物船、旅客船、漁船、プレジャーボートなど多くの船が往来しています。

第六管区海上保安本部は、管内各所に海上保安部などの事務所を配置し、瀬戸内海・宇和海の安全と安心を守るため、日夜業務に取り組んでいます。



第六管区海上保安本部 組織図

